

# 第 3 章

## 推進体制及び進行管理

## 1 推進体制

### (1) 県における推進体制

知事部局の関係部課や教育委員会・警察本部の関係課から構成される「千葉県青少年総合対策本部」（本部長：千葉県知事）が相互に連携し、子ども・若者育成支援施策を推進します。

### (2) 千葉県青少年問題協議会

学識経験者、県議会議員、関係機関・団体の代表者等から構成された、県の附属機関である「千葉県青少年問題協議会」において、それぞれの専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、本プランへ反映します。

### (3) 市町村、公益財団法人千葉県青少年協会、民間機関等との連携・協力

子ども・若者の育成支援は、地域に支えられた活動であることが重要であることから、市町村、青少年相談員や青少年補導員、青少年育成団体、ボランティア・市民活動団体、企業等との連携・協力を図ります。

また、青少年育成千葉県民運動の推進母体である青少年育成千葉県民会議（公益財団法人千葉県青少年協会）が中心となり、市町村民会議間の情報の共有化や、活動の連携強化を図り、地域ぐるみの青少年育成活動の取り組みを推進します。

さらに、「子ども・若者育成支援推進法」の趣旨を踏まえ、国、他都道府県との緊密な連携を図り、子ども・若者育成支援施策を推進します。

## 2 進行管理・評価

毎年度、本プランの進捗及び実施状況を把握し、評価を行います。

なお、本プランの進捗状況等については、「千葉県青少年問題協議会」からの意見を聴き、適正な進行管理に努めるとともに、県民に進捗状況及び評価結果を公表します。

また、この結果を翌年度以降の施策に反映し、社会情勢や状況の変化に対応して本プランを推進します。

# 千葉県

千葉県青少年総合対策本部(庁内40所属)

本部長:知事

事務局:県民生活・文化課

意見・提言

報告・協議

連携・協力

千葉県青少年問題協議会  
委員:学識経験者等

国・他都道府県・市町村  
(公財)千葉県青少年協会  
青少年相談員、青少年補導員  
民間機関(青少年育成団体、ボランティア・市民活動団体、企業等)

